

第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画策定委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画策定委託業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務番号及び業務名

(福第08030号) 第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画策定委託業務

(2) 業務の目的

社会福祉法第107条及び全国社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定指針に基づく、本計画が令和9年度末に5年間の計画期間を迎えることから、今後も地域福祉の方向性を定め、地域福祉の一層の充実や、地域共生社会の実現に向けた計画が必要である。

本業務は、地域の実情やニーズを分析し、関連する他の計画との整合性や社会情勢を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた施策に関する計画を策定する。

(3) 業務内容

「第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画策定委託業務 仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約日から令和10年3月31日まで

(5) 見積限度額

9,493,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和8年度と令和9年度における契約金額の限度額であり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加表明書の提出時点において物品購入及び役務の提供に係る令和8年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿の「代行関連」又は「その他の専門サービス（各種計画策定支援業務）」に搭載されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 参加表明書の提出日から契約候補者の選定日までの間に香南市指名停止措置要綱（令和6年香南市告示第86号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第2号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 日本国内に主たる営業所を置く者

4 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本業務に関する質問は、質疑書（様式4）により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス fukushi@city.kochi-konan.lg.jp

件名に「(質疑提出) 第4次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画策定委託業務に係る

公募型プロポーザル」と記載すること。

(2) 受付期間

令和8年10月26日（月）から令和8年11月2日（月）16時まで

(3) 回答方法

香南市公式ウェブサイトの「産業・まちづくり」－「入札・契約」－「プロポーザル」の本業務ページ内に掲載する。

(4) 回答期限

令和8年11月5日（木）16時までに回答する。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書等を提出すること。持参により提出するときは、受付窓口で受付印を押印した参加表明書の写しを受け取ること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要書（別紙1）及びパンフレット等

(2) 提出期限

令和8年11月10日（火）16時まで

(3) 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市福祉事務所 社会福祉係

(4) 提出方法

次のいずれかの方法とする。

ア 追跡サービス対応の郵便（提出期限までに必着）

イ 持参（受付時間は閉庁日を除く9時から16時まで）

6 参加資格確認結果通知書の通知

参加表明書の提出があった事業者の参加資格を確認し、令和8年11月13日（金）16時まですべての事業者に審査結果を通知する。

7 提案書等の提出

参加資格確認結果通知書により参加資格を有すると認められた者は、下記のとおり作成した提案書等を提出すること。

(1) 提案書類

ア 提案書提出届（様式7） 正本1部

イ 提案書（任意様式 企業名・ロゴ等の掲載可） 正本1部、副本6部

ウ 見積書（任意様式） 正本1部、副本6部

エ 業務実施体制及び配置予定者（別紙2）

オ 業務実績報告書（別紙3）

カ 業務行程表（任意様式）

キ 個人情報保護体制が確認できるもの（任意様式）

(2) 提案書の作成方法及び留意事項

ア 原則、A4サイズ、表紙、目次、中表紙を含み30ページ以内、白黒印刷・カラー印刷いずれでも可とし、紙ファイルに綴じること。ただし、図表等で対応が困難なものはA3サイズの折込みを可能とし、A4サイズ2ページ分として算定する。

イ 提案書の概要（代表者氏名、従業員数、事業所所在地）を必ず記載することとし【12 評価項目及び評価基準】で定める評価項目に沿って作成すること。

ウ 正本のみに押印を必要とし、副本への押印は任意とする。

エ 目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。

オ 専門用語等には注釈や解説を加えるなど、可能な限り明瞭で誰もが理解しやすい表現で記述すること。

カ 提案書の内容に疑義が生じた場合は、市から提案者へ問い合わせる場合がある。

(3) 見積書作成時の留意事項

ア 提案した内容の業務を行う前提で見積ること。

イ 経費の総額を示すとともに、業務の要素ごとに費用内訳を示すこと。

(4) 提出期限

令和8年11月27日（金）16時まで

(5) 提出先

5(3) に同じ

(6) 提出方法

5(4) に同じ

8 参加の辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式3）

(2) 提出期限

令和8年11月20日（金）16時まで

(3) 提出先

5(3) に同じ

(4) 提出方法

5(4) に同じ

9 1次審査（書類審査）

(1) 実施基準

提案書を提出した事業者が3社を超える場合は、提出された提案書の内容について1次審査を実施する。（3社以下の場合は1次審査を省略）

(2) 実施日

令和8年12月3日（木）

(3) 1次審査通過者

1次審査で得点が上位となった3社を1次審査通過者とする。1次審査を実施しなかった場合は、提案書を提出したすべての事業者を1次審査通過者とする。

(4) 結果の通知

提案書を提出した事業者が3社を超えたかどうかにかかわらず、令和8年12月4日（金）16時までに全ての事業者に電子メールで1次審査の結果を通知する。また、1次審査通過者には、同時に2次審査の詳細について通知する。

10 2次審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

令和8年12月14日（月）13時30分開始予定

(2) 出席者

1提案者3名以内

(3) 実施方法

- ア 1 提案者 4 5 分程度（提案書の説明 2 5 分、質疑応答 2 0 分）
- イ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。
- ウ 実施時の追加資料の配布は禁止する。
- エ 企業名等を特定できる内容（挨拶、企業名・ロゴの表示等）での実施を認める。
- オ プロジェクター等の貸与を希望する者は、事前に市担当者と協議を行うこと。

11 契約候補者等の選定

提出された提案書を本市が設置する「第 4 次香南市地域福祉計画・香南市地域福祉活動計画策定委託業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、契約候補者及び次点者を選定する。

(1) 契約候補者の選定

選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を合計した総評価点数が、最低基準点（合計得点が満点の 6 0 パーセント）以上の者で、最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

(2) 結果の通知

- ア 契約候補者に選定した者には、選定された理由等を記載した審査結果通知書を令和 8 年 1 2 月 1 6 日（水）1 6 時までに電子メールで通知する。
- イ 契約候補者に選定しなかった者には、選定に至らなかった理由を付した審査結果通知書を令和 8 年 1 2 月 1 6 日（水）1 6 時までに電子メールで通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

12 評価項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、次の評価基準により行う。

No.	評価項目	主な評価基準	評価点
①	事業者に関する評価	・業務の実施体制 ・業務実績 ・業務の作業スケジュール ・個人情報保護体制 など	3 5 点
②	計画の策定に関する評価	・市の上位計画や関連計画との整合性を図るための具体的な対応策が提案されているか。 ・関係法令及び国や県が示す方針を踏まえた内容が提案されているか。 ・各種統計データやアンケート調査結果等の分析や活用について提案されているか。	3 5 点
③	情報提供力	・当該業務に関する法律や制度などの動向に関する情報の取得方法や提供方法が提案されているか。	1 0 点
④	策定委員会に関する評価	・会議を円滑かつ効果的に進めるための具体的な方策等が提案されているか。	1 0 点
⑤	アンケート調査に関する評価	・適切な調査内容、収集、集計、分析手法が提案されているか。	2 0 点

⑥	地域の実態把握と課題分析に関する評価	・本市の地域特性や施策について、具体的な提案や視点が示されているか。	10点
⑦	価格に関する評価	・提案内容との整合性がとれており、妥当かつ合理的な積算がなされているか。	30点
合計			150点

13 プロポーザルの実施スケジュール（予定）

日程	内容	実施方法
令和8年10月26日（月）	参加表明書の受付開始（様式2）	郵送・持参
令和8年11月2日（月）	質疑書の受付期限（様式4）	メール
令和8年11月5日（木）	質疑回答書の公表期限（様式5）	市ホームページ
令和8年11月10日（火）	参加表明書の提出期限	郵送・持参
令和8年11月13日（金）	参加資格確認結果通知書の送信（様式6）	メール
令和8年11月20日（金）	参加辞退届の提出期限（様式3）	郵送・持参
令和8年11月27日（金）	提案書の提出期限（様式7）	郵送・持参
令和8年12月3日（木）	1次審査	書面
令和8年12月4日（金）	1次審査結果通知書の送信（様式8）	メール
令和8年12月14日（月）	2次審査（プレゼンテーション）	対面
令和8年12月16日（水）	2次審査結果通知書の送信（様式9）	メール

14 契約締結までの協議

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された提案書等の内容を基本とし、業務の仕様及び契約内容について協議の上、契約を締結する。契約候補者に選定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点者となった者と契約に向けた協議を行い、契約を締結する。

15 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者、契約候補者及び次点者の資格を取り消す。また、（1）から（5）までに該当する行為があったと確認された場合は、その行為の悪質性により別途入札参加資格の指名停止措置を行う。

- （1） プロポーザル選定委員に対して、直接又は間接的に不正行為目的の接触を求めること。
- （2） 他の事業者と参加意思の確認又は提案内容の協議をすること。
- （3） 他の事業者にプロポーザルに参加しないよう依頼すること。
- （4） 提案書及びその他提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- （5） 前各号のほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- （6） 参加資格要件を満たしていない場合。
- （7） 実施要領等に定められた提出期限、提出先、提出方法、留意事項に適合しない書類等の提出があった場合。
- （8） 見積限度額を超えた見積書の提案があった場合。

16 その他

- (1) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書及び見積書作成等、本プロポーザル参加に要する一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 提出できる提案書は1提案のみとする。
- (4) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出された提案書等の著作権は事業者に帰属するが、本業務に必要な範囲で市が無償で使用（複製、転記又は転写）できるものとする。
- (6) 提出された提案書の差し替え及び追加資料の提出は認めないが、市担当者より指示があったときは、この限りでない。
- (7) 提出された関係書類は返却しない。